

令和7年度韓国インフルエンサー等を活用した誘客プロモーション業務 委託候補者選定要領

1 目的

この要領は、令和7年度韓国インフルエンサー等を活用した誘客プロモーション業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、委託候補者の選考に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 審査の方法

- ・選考委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、その中で最も優れた提案をした団体を委託先候補に選定する。選考委員会での説明資料は提案書のみとし、それ以外の資料の提出は不可とする。
- ・選考委員会は令和7年10月1日（水）14時から開催し、提案者はWeb会議の参加とする。Web会議の案内は、参加資格を有する応募者に別途通知する。（なお、日時について変更が発生した場合は事前に通知をするものとする。）
- ・参加資格を有する応募者が5者を超える場合は、事務局が書面による事前審査を実施する。事前審査では、事務局が企画提案書等を採点し、選考委員会に参加する3者を選定する。
- ・評価基準に基づき各委員が評価し採点を行い、最優秀委託候補者及び第1～2位補欠候補者を選定する。
- ・なお、応募者が1者のみの場合は、前記「採点」を「適・不適の判定」に読み替える。

3 採点・評価の方法

各委員が応募者毎に別紙1の採点表により採点又は評価を行う。

（1）採点・評価の手順

- ①各審査項目を評価基準に基づき、採点を行う。
- ②採点の結果、同点が2者以上の場合は、評価基準「提案内容の実効性」の得点が高い順に高得点者とする。
- ③応募者が1者の場合は、上記規定による評価を行わず、各委員が「評価基準」に基づき総合的に審査の上、適否（適・不適）の評価を行う。なお、評価が分かれる場合は、選定委員会の協議により最終的な適否の評価を決定する。
- ④各委員が採点した「採点表」をもとに、応募者ごとに「委員別集計表」を必要に応じて作成するものとする。

（2）採点の基準

応募者が1者の場合を除き、採点の基準は次のとおりとし、相対的な評価を行う。

評価区分	15点配点
特に優れている	15
優れている	12
普通	9
やや劣る	6
劣る	3

評価区分	25点配点
特に優れている	25
優れている	20
普通	15
やや劣る	10
劣る	5